

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年一月二十九日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―四九―五三

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（給与法第十一条の七の規定による地域手当）</p> <p>第十一条 給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>	<p>（給与法第十一条の七の規定による地域手当）</p> <p>第十一条 給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>

一 (略)

二 検察官であつた者、給与法第十一条の七第

三項に規定する行政執行法人職員等（以下「

行政執行法人職員等」という。）であつた者

又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号

）第四十三条の二十九第一項若しくは民間資

金等の活用による公共施設等の整備等の促進

に関する法律（平成十一年法律第一百七号）

第七十八条第一項に規定する国派遣職員（以

下「国派遣職員」という。）であつた者から

人事交流等により引き続き俸給表の適用を受

ける職員となつた者がその在勤する地域、官

署若しくは空港の区域を異にする異動又はそ

一 (略)

二 検察官であつた者、給与法第十一条の七第

三項に規定する行政執行法人職員等（以下「

行政執行法人職員等」という。）であつた者

又は民間資金等の活用による公共施設等の整

備等の促進に関する法律（平成十一年法律第

百十七号）第七十八条第一項に規定する国派

遣職員（以下「国派遣職員」という。）であ

つた者から人事交流等により引き続き俸給表

の適用を受ける職員となつた者がその在勤す

る地域、官署若しくは空港の区域を異にする

異動又はその在勤する官署の移転の日の前日

に在勤していた地域手当支給地域等に俸給表

の在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に俸給表の適用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、俸給表の適用を受けることとなつた日（以下「適用日」という。

）前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、当該地域手当支給地域等に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるとき。

の適用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、俸給表の適用を受けることとなつた日（以下「適用日」という。）前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、当該地域手当支給地域等に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるとき。

三 (略)

2 (略)

附 則

この規則は、令和二年二月十四日から施行する。

三 (略)

2 (略)